

農地中間管理事業の

機構集積協力金の交付単価等が変わります

平成28年度より国からの機構集積協力金の配分方法が変更され、県で新たに単価や交付要件を設定し機構集積協力金を交付していくことになりました。

みやぎの農地集積バンク通信
平成28年6月増刊号(No.6)



H28年度宮城県機構集積協力金交付基準の内容

	「経営転換協力金」 【個人タイプ】	「耕作者集積協力金」 【個人タイプ】	「地域集積協力金」 【地域タイプ】
制度概要	・部門減少またはリタイア等する際に、機構に農地を貸付し、農地集積に協力した方への支援	・機構に農地を貸付し、分散した農地の連担化に協力した方への支援	・機構に農地を貸付し、農地集積を進めた「地域」への支援
交付要件	対象地域 ・対象者	・自ら耕作する農地を機構に貸付した所有者等	・市町村内の「地域」
	対象農地	以下に隣接する農地で「新規集積農地面積」に該当する農地 ・機構が所有権又は中間管理権を有する農地 ・受け手リストに記載された借受希望者の経営農地	・「地域」から機構に貸付された農地
	内容	・10年以上、機構への貸付が必要 ・2筆以上連担化している一連の農作業の継続に支障が生じない農地であること ・当該農地が機構から借受希望者に転貸されること	・「地域」内の農地の2割以上が機構に貸付されていること ・機構から受け手に転貸された農地の内、1筆以上「新規集積農地面積」に該当する農地があること
交付単価	・3万円/10a	・1万円/10a	・事業対象期間(1月～12月)の「新規集積農地面積」が確定し、国の予算配分が決定後に設定
備考	・1戸あたりの交付上限額「新規集積農地面積」が 2ha以下の場合：50万円/戸 2ha超の場合：70万円/戸 ・「耕作者集積協力金」の交付を受けた同一年度に、本協力金の交付は受けられない	・「経営転換協力金」の交付を受けた場合、本協力金の交付は受けられない	・「新規集積農地面積」及び「新規集積以外の農地面積」にそれぞれ設定した交付単価を乗じて、合計額を地域に交付 ・交付単価は、「新規集積農地面積」が「新規集積以外の農地面積」を上回る

(注)自作地とは、「機構に貸付した日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた(特定農作業委託等農作業の委託を含む)農地」を指します。

※「新規集積農地面積」とは？



※上記の規定に加えて、「農林水産省経営局長が特に認める面積」も交付対象になります。

宮城県農林水産部農業振興課・宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)

平成28年度機構集積協力金の運用に関するQ & A

Q1  県交付基準の「地域集積協力金」の交付単価を示して欲しい。

A1  国からの配分額は「新規集積農地面積」の実績に基づいて算定されるため、単価の決定時期は「新規集積農地面積」の実績が確定した後になります（年末）。しかし、単価が決定するまでの間、要望量調査等を行い参考単価を示す予定です。

Q2  制度変更に伴い、緩和措置を検討してもらいたい。

A2  平成28年作付けに向けて「経営転換協力金」、「耕作者集積協力金」の申請を行った方で、交付要件を満たす方(下表参照)を対象に、変更前の制度内容で交付を行う 激変緩和措置の実施を検討しています(適用期間は下記のQ3を参照してください)。

		「経営転換協力金」 【個人タイプ】	「耕作者集積協力金」 【個人タイプ】
交付要件	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 経営転換する農業経営体 リタイアする農業経営体 農地の相続人 	<ul style="list-style-type: none"> 自ら耕作する農地を機構に貸付けた所有者 所有者が農地を機構に貸付けた場合の当該耕作者
	対象農地	<ul style="list-style-type: none"> 機構に貸付した日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地 	以下に隣接する農地 <ul style="list-style-type: none"> 機構が所有権又は中間管理権を有する農地 受け手リストに記載された借受希望者の経営農地
	内容	<ul style="list-style-type: none"> 10年以上機構に貸付し、1筆以上、他の受け手に転貸されること または 新規に契約を締結した集落営農組織（法人化に向けた取組を行っている）に対して10年以上特定農作業委託を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 10年以上、機構への貸付が必要 当該農地が機構から借受希望者に転貸されること 2筆以上連担化している一連の農作業の継続に支障が生じない農地であること
交付単価		<ul style="list-style-type: none"> 0.5ha以下：30万円/戸 0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸 2.0ha超：70万円/戸 	<ul style="list-style-type: none"> 1万円/10a

なお、予算が要望額に満たなかった場合、交付単価を一律減額調整して交付する予定です。また、地域集積協力金については激変緩和措置は行いません。

Q3  「県交付基準」(表面)と「激変緩和措置」(上記)の適用期間を示して欲しい。

A3  交付対象期間は、機構から受け手への借受(転貸)手続きの完了時期が判断基準になります。平成28年度の機構集積協力金は3月から12月までの間に、「激変緩和措置」(経営転換協力金、耕作者集積協力金)については、3月から6月までの間に、受け手への借受(転貸)手続きが完了した分が対象になります。

なお、出し手の貸付申出(本人から市町村等へ)から、受け手への借受(転貸)手続き完了までのスケジュールを参考に表記しました。各市町村でスケジュールが異なる場合があるので、必要な場合は市町村または農業委員会に確認してください。

平成28年度の運用スケジュール

参考	出し手の貸付申出 (本人⇒市町村等)	H27年 11月 初旬	12月 初旬	H28年 1月 初旬	2月 初旬	3月 初旬	4月 初旬	5月 初旬	6月 初旬	7月 初旬	8月 初旬	9月 初旬	10月 初旬	11月 初旬
		出し手から機構への 貸付手続き完了 (集積計画の公告)	H28年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	機構から受け手への 借受(転貸)手続き完了 (配分計画の認可・公告)	H28年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29年 1月	2月	3月
	個人タイプ (経営転換協力金) (耕作者集積協力金)	激変緩和措置対象期間					H28年度 県交付基準の適用期間							H29年度の 機構集積協力金 の対象
	地域タイプ (地域集積協力金)						H28年度 県交付基準の適用期間							

○平成28年度から事業対象期間が1月から12月までに変更になりました。

○要件を満たさなくなった場合は、交付された金額の返還を求められることがあります。

○その他要件もありますので、詳細は最寄りの市町村、県地方振興事務所等にお問い合わせください。